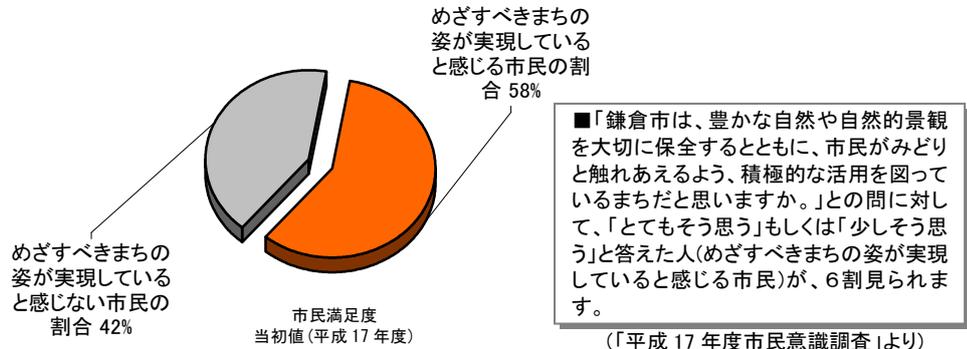


## 第3節 都市環境を保全・創造するまち

### 1 みどり

<めざすべきまちの姿>

豊かな自然や自然的景観を大切に保全するとともに、市民がみどりとふれあえるまち



### ■ 現状と課題 ■

- 緑は、市民生活にうるおいとやすらぎを与えるとともに、生態系の維持、大気の浄化、災害防止などの役割を果たしています。市ではこのような緑を保全するため、緑の基本計画\*に基づき、古都鎌倉の歴史的風土保存区域等の拡大、市内の三大緑地保全への取り組みなどの施策の展開によって一定の保全を図ってきました。さらに新たな地域・地区の指定や拡大などによる緑の保全が求められているため、より有効な施策の推進が課題となっています。
- 公園や緑地は、散策・レクリエーション活動の場や防災空間として、また、うるおいやすらぎの場として、市民生活に欠くことができない都市空間を形成していますが、少子高齢化の進展、余暇ニーズの多様化・高度化、また、環境・景観・安全等への意識の向上から、求められる公園像等が大きく変化しており、こうした社会情勢の変化に的確に対応した公園・緑地の整備・改修・管理が課題となっています。そうした中、身近な小さな公園をはじめとして大規模公園においても、市民の自主的活動が見られるようになってきました。
- 小規模な街区公園は、その多くが開発行為に伴って設置されたため、分布が著しく偏在しています。また、そのほとんどが築後20年を経過しても、ほぼ当時の状態で存置されており、維持管理を行っているものの、全体的に施設等の老朽化が目立っています。大規模な公園については、社会的環境を踏まえつつ、その土地の持つ自然的環境を最大限利活用する内容で整備等を進めています。
- 開発行為等で移管・設置された緑地\*は、二次開発\*を抑止し、景観的にも良好な住環境の形成に大きく寄与してきました。今後は樹木の保育、防犯や防災等の観点から緑地の適正な維持・管理が求められています。
- 本市域は、身近な鳥獣の生息地と位置づけられた鳥獣保護区に指定されていますが、

緑の基本計画: 都市緑地法に基づいて市町村が定める総合的な都市における緑に関するマスタープラン。鎌倉市では平成8(1996)年4月に「鎌倉市緑の基本計画」を策定した。おおむね5年を目安として見直しを行うこととしている。

開発行為等で設置・移管された緑地: 開発行為等で設置された緑地について、良好な都市環境を保持するために市の緑地として帰属されたもの。

二次開発: 開発行為等で宅地化されずに残った樹林地などが、その永続性が確保できずに再び開発などが行われること。

近年は、さまざまな要因による生態系の攪乱が懸念されています。

○本市にとって海浜は、丘陵部の緑や寺社などの歴史的遺産とあいまって鎌倉らしさを構成する重要な要素であるとともに、市民のレクリエーション空間として、また海浜特有の動植物の生息生育空間として重要な役割を持っています。海浜の管理は、一部を除き県の管轄となりますが、その現状の把握などをはじめ、本市としての保全・活用施策の検討が求められています。

### 【目標】

都市における緑とオープンスペース\*の整備・保全に関する総合的な事業を推進し、市民、事業者、来訪者の参加や協力を得て、広域的観点、防災の観点や生態系などにも配慮し、樹林、河川、海浜などの自然環境や景観を可能な限り保全していくとともに、緑量の増大、質の向上と活用に努め、緑豊かな都市づくりをめざすとともに、緑地の適正な管理に努めます。

法改正などの状況を踏まえて、より有効な施策を推進します。

レクリエーションスペース、防災空間の確保や緑の創造・啓発など、地域の特性や利用者の利便を踏まえ、公園・緑地の適正な整備・管理に努め、緑とのふれあいの場を創出します。

大規模な公園の整備、市民に身近で親しみのある緑のオープンスペースとしての街区公園等の整備と改修を、市民参画・協働のもとに進めます。また、その運営・管理等にも同様な対応を検討し、より適正な管理・運営等が行われることにより、利用者にとって快適な都市空間が享受できるように努めます。

総合的視点に立った海浜の保全と活用についての取り組みを、関係機関との調整を図りながら進めます。

### 【施策の方針】

1. 緑の保全等
2. 多様な都市公園等の整備
3. 都市公園等の適正な管理
4. 野生鳥獣等への対応
5. 海浜の保全と活用

## 目標

### 【目標】

### 【施策の方針】

都市における緑とオープンスペース\*の整備・保全に関する総合的な事業を推進し、市民、事業者、来訪者の参加や協力を得て、広域的観点、防災の観点や生態系などにも配慮し、樹林、河川、海浜などの自然環境や景観を可能な限り保全していくとともに、緑量の増大、質の向上と活用に努め、緑豊かな都市づくりをめざすとともに、緑地の適正な管理に努めます。

法改正などの状況を踏まえて、より有効な施策を推進します。

レクリエーションスペース、防災空間の確保や緑の創造・啓発など、地域の特性や利用者の利便を踏まえ、公園・緑地の適正な整備・管理に努め、緑とのふれあいの場を創出します。

大規模な公園の整備、市民に身近で親しみのある緑のオープンスペースとしての街区公園等の整備と改修を、市民参画・協働のもとに進めます。また、その運営・管理等にも同様な対応を検討し、より適正な管理・運営等が行われることにより、利用者にとって快適な都市空間が享受できるように努めます。

総合的視点に立った海浜の保全と活用についての取り組みを、関係機関との調整を図りながら進めます。

1. 緑の保全等
2. 多様な都市公園等の整備
3. 都市公園等の適正な管理
4. 野生鳥獣等への対応
5. 海浜の保全と活用

## 施策の方針

### 1 緑の保全等

- (1) 緑に関する施策と景観に関する施策の一体的な展開を図ります。
- (2) 良好な緑地環境を保全するため、国・県と協調しながら、緑地管理に関する広域的な施策展開を図ります。
- (3) 土地所有者、市民及び事業者の理解と国、県の協力を得るとともに、緑地保全基金\*の充実・活用やトラスト運動などとの連携を図ります。

オープンスペース:公園、広場、河川、湖沼、山林、農地等、建物によって覆われていない土地の総称。

(4)種々の緑の啓発や組織の育成を行い、市民ぐるみの緑に関する活動ができる仕組みづくりに努めます。

## 2 多様な都市公園等の整備

(1)鎌倉海浜公園や鎌倉広町緑地などについて整備を進めるとともに、地域の特性や利用者の利便性・多様化するニーズに対応した公園の整備に努めます。

(2)台峯の保全については、緑の基本計画の方針に沿って、緑地の保全とともに自然とのふれあいの場としての機能を確保します。

(3)それぞれの緑地の特性に合った整備・活用に努め、緑とふれあい、楽しく、快適に集い、憩える場の創出を図ります。

(4)公園の借地方式による効率的な整備が可能になったことから、こうした手法も視野に入れて近隣住民の参画・協働による公園の整備に努めます。

## 3 都市公園等の適正な管理

指定管理者制度の導入や NPO 等との協働により、市民が快適に利用できる公園・緑地の適正な維持管理を図ります。

## 4 野生鳥獣等への対応

野生鳥獣対策については、移入種有害鳥獣\*の捕獲や餌付けの抑制などの啓発及び法の施行、鎌倉市野生鳥獣対策協議会\*における意見集約等を踏まえ、被害に対する広域的な対応を進めます。

## 5 海浜の保全と活用

(1)海浜の環境と景観については、樹林地・河川・海浜を一体としたネットワークの中で捉え、関係機関と調整を図りながら、その保全を検討します。

(2)安全で快適に過ごせる空間づくりに配慮しつつ、産業、観光、海洋レジャーなど多様な海浜の活用に向けて関係機関との調整を図ります。

**緑地保全基金**:緑地の保全を目的とする事業を円滑に推進するための財源となる積立基金。

**移入種有害鳥獣**:動植物がもつ本来の移動能力を超えて、意図的・非意図的に移動させられた生物を「移入種」といい、その中でも、既存の生態系に大きな影響を与えたり、人に害を与える鳥獣をいう。

**鎌倉市野生鳥獣対策協議会**:近年の野生鳥獣による農林作物及び生活環境への被害並びに自然生態系への影響が拡大していることを踏まえ、適正な鳥獣の保護及び管理等の対策について市民の合意形成を図ることを目的として、鎌倉市野生鳥獣対策協議会を設置した。



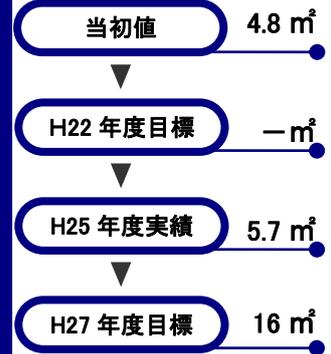
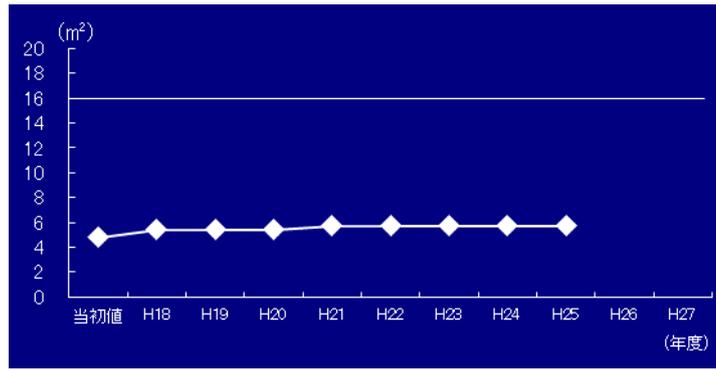
# 目標指標

## 【主な所管部・所管課】

- まちづくり景観部
- みどり課
- 都市整備部
- 公園課

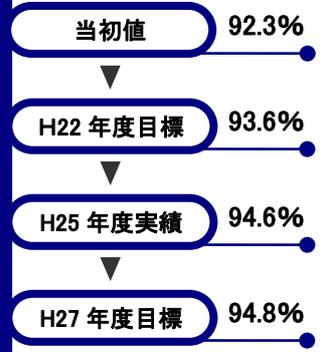
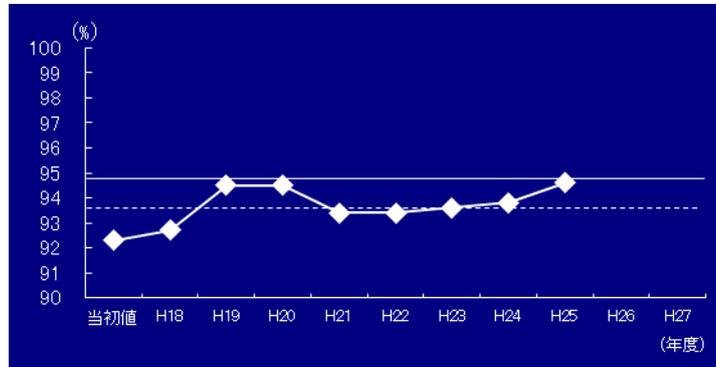
## ■市民1人当たりの公園面積(+) 【統計指標】

### 都市計画区域内1人当たりの都市公園面積



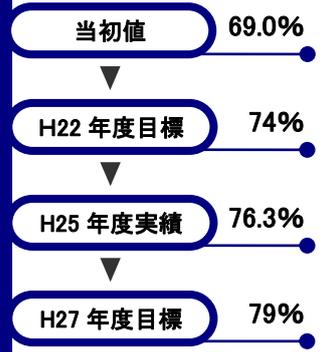
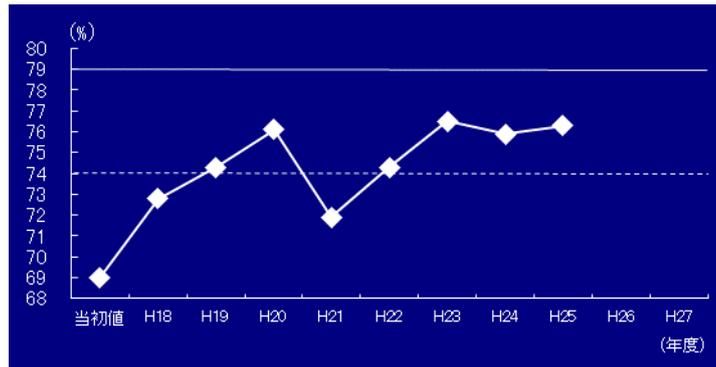
## ■緑の存在感の割合(+) 【アンケート指標】

### 緑が身近にあると感じる市民の割合



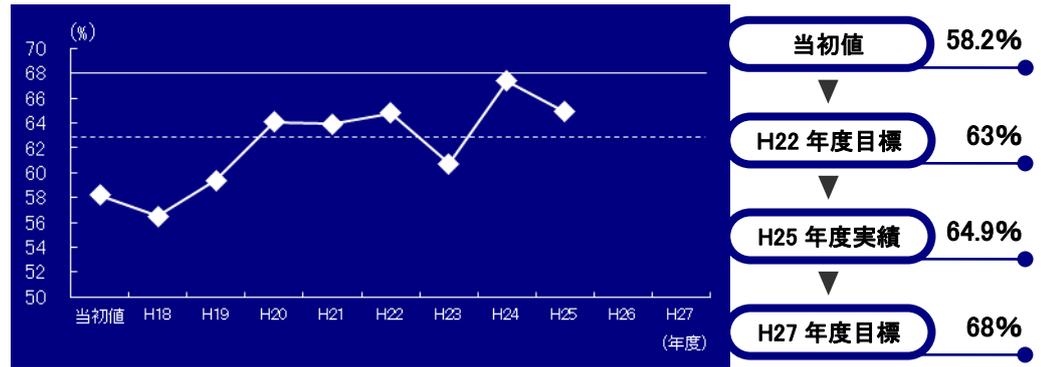
## ■公園の存在感の割合(+) 【アンケート指標】

### 公園が身近にあると感じる市民の割合



## ■市民満足度(+)【満足度指標】

豊かな自然や自然的景観を大切に保全するとともに、市民がみどりとふれあえるまちの実現状況について、市民が実感している割合



## ■■ 評価と展開 ■■

### ■目標達成に向けた 25 年度の実績と自己評価

#### 【環境部】

- ・捕獲協力の呼びかけに対し、多くの市民の方に協力していただき、ほぼ目標どおりの捕獲成果を上げました。
- ・神奈川県第 2 次アライグマ防除実施計画の中で示された必要捕獲努力量に基づいて、近隣市町と情報の共有を図り、継続した捕獲に努めました。また、三浦半島サミットにおいて、三浦半島地域の有害鳥獣被害に対し、特定外来生物(アライグマ・台湾リス)、有害鳥獣(ハクビシン)の防除を推進するための具体的な方策について検討しました。
- ・トビなど野生動物への餌付け自粛を促す広報テープを流したり、市広報版へのポスター掲示、また、餌付けを行っている住民に対し餌付け自粛をお願いするなど、引き続き餌付け行為防止の啓発を行いました。

#### 【まちづくり景観部】

- ・緑の基本計画の推進として、計画の進行管理を担う「鎌倉市のみどり(平成 25 年度版)」を、緑政審議会に報告の上でまとめ、公表しました。
- ・特別緑地保全地区等の指定の推進として、緑の基本計画及び実施計画に基づき、(仮称)上町屋特別緑地保全地区の指定に向けた調整に努めましたが、指定すべき区域の考え方をまとめるまでには至りませんでした。
- ・緑地確保施策の推進として、都市緑地法に基づき行為不許可処分に伴う土地の買入れ申出があった土地について、鎌倉近郊緑地特別保全地区内の土地(約 3.1ha)を買入れました。

市民ボランティアとも連携し、常盤山特別緑地保全地区内の市有地において、緑地景観や緑地機能の向上を図るため、下草刈りや竹伐採等の適正整備事業を行いました。

#### 【都市整備部】

- ・鎌倉広町緑地については、用地取得を進めるとともに、平成 27 年度当初の開園に向けて整備工事を実施しました。

(仮称)山崎・台峯緑地については、用地取得を進めるとともに実施設計の策定を進めました。

山ノ内西瓜ヶ谷緑地については用地取得を進めるとともに、平成 26 年度の開園に向けて整備工事を実施しました。

岩瀬下関青少年広場については、防災公園街区整備事業として事業を進めるにあたり、独立行政法人都市再生機構と締結した公園及び市街地全体協定に基づき、年度別協定等の事務手続きを行うとともに整備工事を実施しました。

梶原六本松公園用地の半分を取得し、残りの土地については無償で地上権を設定することにより、持続性を確保しました。

修繕等に費用を要する複合遊具のある公園や供用開始からかなりの年数が経過した古い公園等、91公園について公園施設長寿命化計画を策定しました。

公園等の利用促進を図るため、広報や SNS などを利用し、市民への PR を行いました。

## ■8年間(平成18～25年度まで)の取組の評価

### 【環境部】

・神奈川県アライグマ防除実施計画、鎌倉市クリハラリス(タイワンリス)防除実施計画に基づいた捕獲が進捗し、「めざすべきまちの姿」として豊かな自然を大切に保全することに寄与しています。

### 【まちづくり景観部】

・「緑の基本計画」の実現に向けて、緑地保全、都市公園整備等、着実な取組を進めてきました。

具体的には、近郊緑地保全区域、近郊緑地特別保全地区、特別緑地保全地区6地区(1地区は拡大)の指定、また、鎌倉中央公園都市計画の拡大、山ノ内西瓜ヶ谷緑地や岩瀬下関防災公園の都市計画決定の他、六国見山森林公園の開園(平成19年)や夫婦池公園の開園(平成21年)等がされました。

一方で、緑の存在感は90%(H欄)以上得られているのに対し、市民満足度は60%(B欄)台となっており、みどりとのふれあいや積極的活用が求められていると言えます。

鎌倉広町緑地等の整備、(仮称)山崎・台峯緑地の保全等の事業は進捗中ですが、市域の大規模緑地の保全、都市公園の整備に概ねの道筋がついたとも考えられ、今後は緑の量を確保する時代から、緑の質の充実に向けた、新たな取組も求められる状況と言えます。

緑地保全基金については、ホームページを活用して、基金への寄附や用途状況等を公開するとともに、税法上の優遇措置(ふるさと納税)を周知するなど、広く市民・各種団体・企業等の協力を求めました。

### 【都市整備部】

・鎌倉広町緑地等については、国庫補助制度を活用し、年次計画に従って用地取得を進め、このうち、山ノ内東瓜ヶ谷緑地については用地取得を完了しました。

また、市民と協働で維持管理作業・モニタリング調査を行うとともに、鎌倉広町緑地については実施設計の策定及び整備工事(第1期)を、(仮称)山崎・台峯緑地については実施設計の策定を進め、山ノ内西瓜ヶ谷緑地については整備工事を実施しました。

岩瀬下関青少年広場については防災公園街区整備事業として事業を進めるにあたり、独立行政法人都市再生機構と締結した公園及び市街地全体協定に基づいた整備工事を実施しました。

社会情勢の変化に的確に対応するため、ワークショップ等の手法を活用し、七里ガ浜東いるか公園の利用者ニーズに呼応した再整備工事について、全体計画の一部を実施

しました。

梶原六本松公園用地の半分を取得し、残りの土地については無償で地上権を設定することにより、持続性を確保しました。

修繕等に費用を要する複合遊具のある公園や供用開始からかなりの年数が経過した古い公園等、91公園について公園施設長寿命化計画を策定しました。

緑地の適正な維持・管理に努めました。

公園等の利用促進を図るため、広報やSNSなどを利用し、市民へのPRを行いました。

## ■25年度までの未達成事業の課題・問題点など

### 【環境部】

・タイワンリス、アライグマの捕獲についてはほぼ目標どおりの成果をあげていますが、市域を越えて移動するため捕獲による防除の効果の確認が困難です。

・野生動物の餌付け行為の防止に向けた啓発を行っていますが、いまだに餌付け行為の情報があります。

### 【まちづくり景観部】

・平成24年度に国庫補助を活用し、(仮称)上町屋特別緑地保全地区の指定に必要な一部の土地を買い入れており、今後、速やかに指定する必要があります。

地域主権改革第2次一括法の施行に伴う都市緑地法の改正により、平成24年4月以降の近郊緑地特別保全地区内の行為許可や土地買入れ事務等が神奈川県から移譲され、県・市の役割分担に大きな変更が生じました。これは、本市にとって過大な財政負担となっていることなどから、土地の買入れを伴う緑地保全の取組の推進が困難となり、第2期基本計画後期実施計画に登載した事業のうち、(仮称)上町屋特別緑地保全地区、(仮称)植木特別緑地保全地区の都市計画決定図書作成は未実施となっています。

これまでの緑地保全の取組に大きな役割を果たしてきた鎌倉市緑地保全基金については、平成22年度以降、市費の積立てを行っていない一方で、都市公園事業や緑地保全事業の進捗に伴い毎年取崩しを行っており、基金の維持が困難となる見通しです。

### 【都市整備部】

・鎌倉広町緑地の整備工事(第1期)については、開園に向け着手しましたが、平成26年2月に発生した大雪の影響により、平成25年度末の完了には至りませんでした。

(仮称)山崎・台峯緑地の実施設計については、策定に向け着手しましたが、平成26年2月に発生した大雪の影響により、平成25年度末の策定には至りませんでした。

七里が浜東いるか公園の再整備工事については、一部のみの実施となったため、全体計画の完了には至りませんでした。

公園施設長寿命化計画については、91公園を実施したため、対象となる209公園の全ての計画策定には至りませんでした。

## ■第3期基本計画の施策の方針における今後の展開(取組方針)

### 【環境部】

《野生鳥獣等への対応》

・特定外来生物(アライグマ・タイワンリス)などの有害鳥獣被害に対し、県や近隣市町との連携を強化し、より効果的な捕獲方法等など情報の共有化を図り広域的な対応を進めます。

・野生鳥獣への餌付け行為防止に向け、県など関係機関と連携し、広報かまくら、ホー

ムページ等への記事掲載、広報版等へのポスター掲示など啓発活動を継続します。

#### 【まちづくり景観部】

##### 《緑の保全等》

・今後とも、緑の基本計画の実現に向けた取組を進めるとともに、これまでの成果や取り巻く状況の変化を踏まえた計画の見直しを検討し、必要に応じた改訂を行います。

引き続き、(仮称)上町屋特別緑地保全地区の指定に向けた調整に努めます。

都市緑地法に基づく土地の買入れ申出等に対応します。

引き続き、特別緑地保全地区内の市有緑地において、適正整備事業を実施し、緑地の質の充実を図ります。

緑地保全契約や保存樹木の指定等の土地所有者支援制度について、より効率的な運用の方向性を検討していきます。

緑化推進団体との連携を更に推進するとともに、各種講習会等を実施し、市民とともに緑に関する活動の充実に努めます。

緑地保全基金については、様々な機会を捉え、広く市民・各種団体・企業等の協力を求め、充実に努めます。

#### 【都市整備部】

##### 《都市公園等の整備・管理》

・鎌倉広町緑地については平成 27 年度当初の開園に向け、引き続き用地取得を進めるとともに管理事務所等の整備工事を実施します。また、開園後は指定管理者と市民が協働で維持管理を実施します。

(仮称)山崎・台峯緑地等については早期開園をめざし、引き続き用地取得を進めるとともに散策路等の整備工事を実施します。

岩瀬下関青少年広場については平成 27 年度の開園に向け、独立行政法人都市再生機構と締結した公園及び市街地全体協定に基づき、防災公園街区整備事業として事業を進めます。

街区公園の整備については、借地方式の手法や近隣住民の参画・協働により取り組みます。

都市公園等の適正な管理については引き続き指定管理者による管理を行い、市民サービス向上と経費の縮減、業務の効率化を図ります。また、鎌倉中央公園における NPO 法人との協働による農業体験事業等や街区公園における公園愛護会による清掃活動などの自主的活動の支援をします。

七里ガ浜東いるか公園については、再整備工事の未着手箇所を早期に完了できるよう関係部署と協議・調整し、予算確保に努めます。

公園施設長寿命化計画については平成 25 年度に計画を策定していない公園における計画の策定をめざすとともに、策定済みの公園については計画に基づき、遊具の修繕や更新を実施し、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

豊かな自然や自然的景観を大切に保全し緑地の質の向上をめざすため、適宜緑地の状況を把握し、宅地や道路に支障のある樹木の伐採や縁辺部の草刈りを行い、良質な樹林地の形成を図るとともに、防災の観点から、落石等のおそれのある箇所に落石防止網等の防災工事を行い緑地の適正な維持・管理に取り組みます。

公園等の利用促進を図るため、広報や SNS などを利用し、市民への PR をさらに進め

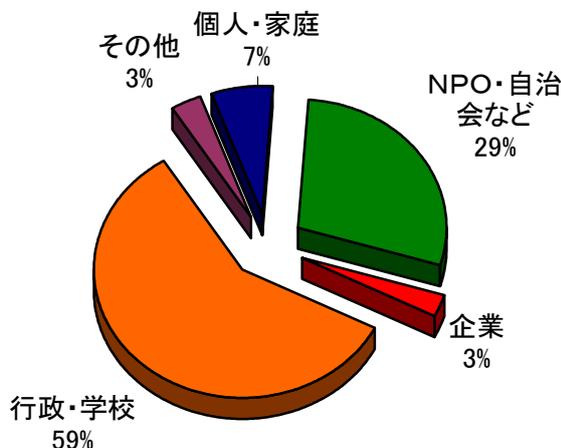
## 市民等と行政 の協働

ます。

### ■市民・事業者・NPO等と行政の協働目標

- 私有地、公共用地の緑化に努めます。
- 緑地や公園の維持管理はみんなでい、自分たちの公園として、利用のマナーを守ります。

### 参考：市民が期待する各主体の役割の大きさ



(「平成15年度市民意識調査」より)

## 外部評価結果

### 鎌倉市民評価委員会による評価

この分野の8年間の取組は、**十分であった**。

#### この分野の8年間の取組の進捗状況・取組のあり方に関する意見

- ・これまで、この分野では地道に緑を維持し、増やす努力をしてきた。3大緑地の保全と活用の方向に向けて着々と進んでおり、鎌倉市のシンボルでもある寺社と緑を守る努力は十分評価できる。長い年月をかけて緑地保全に取り組んできたものであり、その中で見えて来た問題点を示して欲しい。
- ・緑地の保全等について、緑の基本計画の実現に向けて、各種法令を適用して着実に事業を進め成果を収めた。
- ・常盤山特別緑地保全地区を拡大指定(1ha)し、特別緑地保全地区指定の事業が完了した。
- ・条例に基づく自主まちづくりや住民協定の策定、条例の改定等、様々な制度の構築を行い、地域住民の自発的な緑地保全への取組を支援していることなどは評価できる。
- ・市民と協働で緑との触れ合いや積極的活用を図ろうとしている。
- ・市民の9割以上が緑の存在感を身近に感じていることは好ましいことである。

#### 第3期基本計画に向けたこの分野に関する意見

- ・法に基づく緑の保全は着実に実績を積んでいる。
- ・「緑の基本計画」の実現に向けて引き続き、着実な緑地保全、都市公園整備を進めていくべきである。
- ・これまでの緑地保全の取組に大きな役割を果たしてきた鎌倉市緑地保全基金は、基金の維持が困難となる見通しにあり、今後の展開が心配である。
- ・第3期基本計画に向けた方針は緑の維持・保全や野生鳥獣等への対応が挙げられているが、この緑を如何に活用して積極的に市民の資産として活用できるかの方向性が

欲しい。

・緑の保全は前提であるが、人口減少時代のまちづくりにあって、都市整備との関係も重要であり、緑の活用という視点からの検討も進めて頂きたい。今後は「保全」に加えて、緑との「共生」についても積極的に取り組んで頂きたい。緑の保全と活用によって鎌倉らしさを創出するとともに、市民生活と結びついた身近な緑の創造に一層力を注いで頂きたい。

・緑の質の充実、ふれあえる場所に向けての取組が今後の課題となっており、多くの市民の協力が必要と感じる。

#### この分野の指標に関する意見

・市民の9割以上が緑の存在感を身近に感じているにも関わらず、満足度が60%台であるのはやや期待外れである。豊かな自然や景観、公園の整備等への市民満足度は高く、上昇傾向ではあるが、市と市民とで求めるものにずれ違いがあるのか、検討課題である。相関性は高いとは言えない。

・市民一人当たりの公園面積は横ばいのままで改善が見込めるのか分からない。目標値達成までに、まだかなりの時間がかかりそうである。人口減少時代にあっては、一人あたりの指標を用いるのではなく、鎌倉市における必要な緑地面積という視点から検討されたい。市民1人あたりの公園面積の指標は分かりづらい。

・小規模な公園は多くあるが、あまり利用されていない。

・藤沢市や逗子市等他の市町村と比較して、具体的に緑や公園は多いのか少ないのか？(ベンチマークの設定)最終的にはどこまで広げたいのか？(具体的な数値又は割合の算出)等を行い、新たな指標を設定すべきである。

#### この分野に関する総括意見

・緑の施策は変換期に入った。市政のリーダーシップが必要である。

・この分野での施策は十分に達成できたと思う。今後も緑の維持や管理では費用が掛るので、如何に市民と協働で緑を守り、維持できるか新しいアイデアが必要である。

・緑の保全は財政への影響が大きく、理念としての保全と、現実的な保全は必ずしも一致しないと思われる。今後の緑政策に注目したい。

・近郊緑地特別保全地区内の行為許可や土地買入れ事務等が県から移譲され、県・市の役割分担に大きな変更が生じ、市にとって過大な財政負担となる。今後の緑地保全の取組の推進が困難な状況にあることが心配である。

・財政面から見て鎌倉の緑の保全・創造が財源を生む方策につながってほしい。

・公園については遊具の劣化など、中身への対策が必要である。

・樹木・街路樹の50年問題が取り沙汰されるようになってきた。今後は樹木の維持管理が重要課題になるとと思われる。

・この分野も歴史環境、交通、都市景観等様々な分野と密接に関係しているため、相互に連携を取り合い、都市計画全体を考慮して事業を実施して頂きたい。

<p><b>実施計画</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■緑の基本計画の推進(3-1-1-①)</li> <li>■特別緑地保全地区等の指定の推進(3-1-1-③)</li> <li>■緑地確保施策の推進(3-1-1-④)</li> <li>■緑地保全基金の積立て(3-1-1-⑥)</li> <li>■(仮称)山崎・台峯緑地の整備(3-1-2-①)</li> <li>■鎌倉海浜公園整備計画の検討(3-1-2-②)</li> <li>■街区公園の整備(3-1-2-⑤)</li> <li>■鎌倉広町緑地の整備(3-1-2-⑥)</li> <li>■都市計画公園等の整備(3-1-2-⑦)</li> <li>■岩瀬下関公園の整備(3-1-2-⑧)</li> <li>■(仮称)山ノ内東瓜ヶ谷緑地の整備(3-1-2-⑨)</li> <li>■(仮称)山ノ内宮下小路2号緑地の整備(3-1-2-⑩)</li> <li>■(仮称)扇湖山荘の整備・活用(3-1-2-⑪)</li> <li>■都市計画公園等の運営(3-1-3-①)</li> <li>■安全・快適な海辺づくり(3-1-5-①)</li> </ul>
<p><b>個別計画</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■鎌倉海浜ベルト総合整備構想</li> <li>■<a href="#">鎌倉市緑の基本計画</a></li> </ul>
<p><b>事務事業評価</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■鳥獣保護管理対策事業(環境-23)</li> <li>■海浜保全事業(環境-24)</li> <li>■緑政運営事業(まち-09)</li> <li>■緑地取得事業(まち-10)</li> <li>■緑化啓発事業(まち-11)</li> <li>■緑地保全事業(まち-12)</li> <li>■風致保存会助成事業(まち-13)</li> <li>■緑地維持管理事業(都整-22)</li> <li>■街路樹維持管理事業(都整-23)</li> <li>■樹林維持管理事業(都整-24)</li> <li>■公園運営事業(都整-25)</li> <li>■公園維持管理事業(都整-26)</li> <li>■公園整備事業(都整-27)</li> </ul>
<p><b>関連リンク</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■<a href="#">自然環境・自然公園(環境省)</a></li> <li>■<a href="#">自然環境政策(国土交通省)</a></li> <li>■<a href="#">林野政策(農林水産省)</a></li> <li>■<a href="#">自然環境保全法(農林水産省)</a></li> </ul>